

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを
利用する子どもたちの利用料が**無償化**されます。

※0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料が無償化されます。
 - 幼稚園については、月額上限25,700円です。
 - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
(注)幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
 - 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと第3子以降の子どもたちについては副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。(※)
※市町により利用者負担額が異なる場合があります。また、第3子のカウントについては、お住まいの市町にご確認ください。
 - 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、無償化となるための認定等の手続きが必要な場合がありますので、お住まいの市町にご確認ください。
- 0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。
 - 国においては、子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。
(注)年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。
 - さらに、香川県の独自事業として、概ね18歳までの最年長の子どもを第1子とカウントして、第3子以降の保育料を減免しています。
また、市町において、多子世帯に対する利用料が異なる場合があります。

【対象となる施設・事業】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、**地域型保育事業所、企業主導型保育事業**(標準的な利用料)も同様に無償化の対象となります。
(注)地域型保育事業所とは、小規模保育事業所、事業所内保育事業所等を指します。

※ 無償化に関する手続きについては、現在児童が保育施設等に通われている方は施設を通じて行います(一部施設を除く)。
それ以外の方はお住まいの市町担当課にお問い合わせください。

幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、お住いの市町から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注)原則、通われている幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、お住いの市町にご確認ください。

- 幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。**

認可外保育施設等を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、お住いの市町から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注1)保育所、認定こども園等を利用できない方が対象となります。

(注2)「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、お住いの市町にご確認ください。

- **3歳から5歳までの子どもたちは月額37,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額42,000円までの利用料が無償化されます。**

【対象となる施設・事業】

- **認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。**

(注1)認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター等を指します。

(注2)無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

- **就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。**

※ 今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない、理由のない保育料の引上げが行われることがないよう、新制度の対象とならない幼稚園においては、保育料を変更する場合、設置者は変更事由の届出が必要です。また、認可外保育施設等においては、提供するサービスの内容や額に関する事項について、変更の内容やその理由の掲示を求めることがあります。

※ 待機児童解消の実現に向けては、「子育て安心プラン」に基づき、女性就業率80%に対応できる保育の受け皿の整備(全国で2018年度～2020年度末までに約32万人分)を進めます。また、保育士等の待遇改善にも適切に取り組んでいます。

お問い合わせ先(お住まいの市町にお問い合わせください)

自治体名	担当課	電話番号
高松市	こども園運営課(保育の必要性の認定等に関する事)	087-839-2358
	こども園総務課(認可外保育施設、一時預かり事業等に関する事)	087-839-2359
	子育て支援課(病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業に関する事)	087-839-2354
	障がい福祉課(就学前の障害児の発達支援に関する事)	087-839-2333
丸亀市	幼保運営課(以下を除く)	0877-35-8892
	子育て支援課(病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業に関する事)	0877-24-8808
	福祉課(就学前の障害児の発達支援に関する事)	0877-24-8805
坂出市	こども課	0877-44-5027
善通寺市	子ども課(保育所に関する事)	0877-63-6365
	教育総務課(幼稚園に関する事)	0877-63-6327
観音寺市	子育て支援課(幼稚園、保育所に関する事)	0875-23-3962
	社会福祉課(就学前の障害児の発達支援に関する事)	0875-23-3963
さぬき市	幼保こども園課(幼稚園、保育所、認定こども園等に関する事)	0879-26-9906
	子育て支援課(一時預かり事業、病児保育事業等に関する事)	0879-26-9905
	障害福祉課(就学前の障害児の発達支援に関する事)	0879-26-9903
東かがわ市	子育て支援課(以下を除く)	0879-26-1231
	福祉課(就学前の障害児の発達支援に関する事)	0879-26-1228
三豊市	保育幼稚園課(以下を除く)	0875-73-3036
	子育て支援課(ファミリー・サポート・センター事業等に関する事)	0875-73-3016
	福祉課(就学前の障害児の発達支援に関する事)	0875-73-3015
土庄町	教育総務課	0879-62-7012
小豆島町	子育ち共育課	0879-82-7010
三木町	まんでがん子ども課(保育所に関する事)	087-891-3322
	教育総務課(幼稚園に関する事)	087-891-3313
直島町	教育委員会	087-892-2882
宇多津町	保健福祉課	0877-49-8003
綾川町	子育て支援課	087-876-6510
琴平町	子ども・保健課(保育所に関する事)	0877-75-6719
	教育委員会(幼稚園に関する事)	0877-75-6715
多度津町	健康福祉課(保育所に関する事)	0877-33-1134
	教育委員会教育課(幼稚園に関する事)	0877-33-0700
まんのう町	学校教育課	0877-73-0108 <small>(令和元年8月12日まで)</small> 0877-89-7100 <small>(令和元年8月13日以降)</small>
香川県	子ども家庭課	087-832-3284